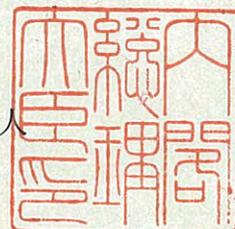




消 食 表 第 1 8 号
平 成 2 3 年 1 月 2 4 日

消 費 者 委 員 会
委 員 長 松 本 恒 雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



諮 問 書

下記の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第19条の13第5項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

JAS法第19条の13第2項に基づき定める玄米及び精米品質表示基準(平成12年農林水産省告示第515号)について、平成23年7月から米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)が施行され、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されることに伴い、玄米及び精米の容器包装に都道府県名等が表示できるようにすること。